

廃棄物処理施設災害復旧事業

170百万円【平成24年度補正】

平成24年に発生した九州北部を中心とした豪雨及び台風等の災害により被害を受けた地方公共団体等が設置する一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場の復旧事業について、要した経費の一部を補助することで円滑な廃棄物処理を図ることを目的とする。

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災
対象事業	<ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物処理施設・浄化槽（市町村整備推進事業）・産業廃棄物処理施設・広域廃棄物埋立処分場・PCB廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物処理施設・広域廃棄物埋立処分場	<ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物処理施設・浄化槽（市町村整備推進事業）・産業廃棄物処理施設
国庫補助率	<p>1/2 (交付要綱)</p>	<p>8/10 (阪神淡路大震災財特法)</p>	<p>特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じ、次により補助</p> <ul style="list-style-type: none">・20/100以下の部分・・80/100・20/100を超える部分・・90/100 (東日本大震災財特法) <p>その他の市町村については次により補助 1/2(交付要綱)</p>

通常の廃棄物処理施設災害復旧については必要経費の1/2を補助している。